

昭和五十七年五月十二日

四日市市議会臨時会會議録（第一号）

四日市市議会

○議事日程 第一号

昭和五十七年五月十二日(水) 午前十時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 議席の一部変更について
- 第三 会期の決定について
- 第四 報告第 五号 専決処分について
- 第五 報告第 六号 専決処分について
- 第六 報告第 七号 専決処分について
- 第七 報告第 八号 専決処分について
- 第八 報告第 九号 専決処分の報告について
- 第九 報告第一〇号 専決処分の報告について

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

伊 小 青
藤 井 山
信 道 峯
一 夫 男

山 山 山 山 山 森 森 水 松 前 堀 堀 古 平 橋 野 生 永 中
本 中 路 口 口 野 島 川 内 市 野 本 呂 川 田 村
忠 信 安 真 幹 良 辰 弘 新 元 行 增 平 平 正 信
勝 一 剛 生 孝 吉 朗 郎 一 男 士 衛 一 信 藏 和 藏 巳 夫

谷 田 高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜 川 川 金 大 大 小 伊
口 中 木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸 野 村 口 森 谷 島 川 藤
基 三 光 正 長 寬 博 也 幸 洋 喜 武 四 雅
保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等 善 二 正 正 雄 郎 敏

○欠席議員（一名）

渡 辺 一 彦
宇 治 田 良 市

○出席議事説明者

市 長	加 藤 寛 嗣
助 役	三 輪 喜 代 司
助 役	坂 倉 哲 男
収 入 役	平 井 清 三
市長公室長	片 岡 一 三
総務部長	藪 田 裕 三
財政部長	阿 南 輝 彦
福祉部長	岩 山 義 弘
産業部長	官 田 利 雄
環境部長	樋 口 照 一
都市計画部長	内 田 忠 泰
教 育 長	館 藤 長 爾
次 長	伊 藤 長 爾

○出席事務局職員

庶務課長	浜 谷 敏 彦
議事課長補佐	板 崎 大 之 丞
主 事	鈴 木 晴 美
主 事	玉 田 耕 士
主 事	鈴 木 隆

午前十時二分開会

○議長（前川辰男君） ただいまから、昭和五十七年五月四日市市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

なお、今臨時会の議事説明者は、市長を初め十三名であります。

永年勤続議員表彰状伝達の件

○議長（前川辰男君） 会議に先立ちまして、去る四月二十二日、静岡県富士市において開催されました第六十五回

東海市議会議長会定期総会において、山中忠一君が三十年以上の勤続議員として、大島武雄君、大谷喜正君、松島良一君が十五年以上の勤続議員としてそれぞれ表彰を受けられましたので、ただいまから表彰状の伝達を行います。

〔山中忠一君、大島武雄君、大谷喜正君、松島良一君、議場中央へ進む〕

○議長（前川辰男君）

表彰状

四日市市議會議員

山中 忠一 殿

あなたは、市議會議員の要職にあること三十年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、本会表彰規程により、これを特別表彰いたします。

昭和五十七年四月二十二日

東海市議會議長会長、富士市議會議長 遠藤 松吉

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（前川辰男君）

表彰状

四日市市議會議員

大島 武雄 殿

あなたは、四日市市議會議員の要職にあること十五年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、本会表彰規程により、これを表彰します。

昭和五十七年四月二十二日

東海市議會議長会長、富士市議會議長 遠藤 松吉

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（前川辰男君）

表彰状

四日市市議會議員

大谷 喜正 殿

以下同文。

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（前川辰男君）

表彰状

四日市市議會議員

松島 良一 殿

以下同文。

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第一号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（前川辰男君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、佐野光信君及び山路剛君を指名いたします。

日程第二 議席の一部変更について

○議長（前川辰男君） 日程第二、議席の一部変更についてを議題といたします。

おはかりいたします。金森正君の議席をただいまご着席のとおり変更いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、金森正君の議席はただいまご着席のとおり変更することに決しました。

日程第三 会期の決定について

○議長（前川辰男君） 日程第三、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日から五月十四日までの三日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日から五月十四日までの三日間と決定いたしました。

日程第四 報告第五号 専決処分について、ないし

日程第七 報告第八号 専決処分について

○議長（前川辰男君） 日程第四、報告第五号専決処分について、ないし日程第七、報告第八号専決処分についての

四件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第五号及び第六号は、昭和五十六年度一般会計補正予算（第六号）並びにと畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）の専決処分報告でありまして、一般会計につきましては、年度末に至り地方改善施設整備事業等の起債の減額決定と義務教育施設整備事業等の起債の増額決定を見ましたので、歳入におきまして起債を増額補正し、歳入減の見込まれる自動車取得税交付金の減額補正を行うとともに、関連する地方債の変更を行ったものであります。

また、と畜場食肉市場特別会計につきましては、と畜場使用料の増収分をと畜場業務運営委託料に充てるため必要な補正を行ったものであります。

報告第七号は、去る四月一日から施行されました地方税法等の一部を改正する法律に基づき、個人市民税均等割非課税範囲の拡大、寡夫控除の新設、固定資産税及び都市計画税に係る評価替えに伴う税負担の調整措置、市街化区域農地に対する課税の適正化及び特別土地保有税について一部課税対象除外等、急務を要するものについてやむを得ず市税条例の一部改正を専決処分により行ったもので、その他の改正事項については、六月議会に提案いたす予定であります。

報告第八号は、昨年三月、三滝中学校において理科の実験中、一年生の男子生徒が左中指を切断するという事故が発生いたしました。

その後、親権者と損害賠償について話し合いを進めてまいりましたが、このほど医療費二十五万九千九百四十円、

逸失利益百六十四万円、慰謝料百三万五千円、合計二百九十三万四千九百四十円で示談がまとまりましたので、この損害賠償の額の決定を専決処分により行ったものであります。

以上が各報告の概要であります。どうかよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） 提出理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 報告第八号、三滝中学校の理科学習中に生徒の不祥事故があったという点につきましてお伺いをいたしたいと思えます。

簡単に申し上げますと、事故の原因が何であったか。それについての詳細な説明と、それから負傷の経過と、それからその後学校並びに教育委員会がどういう処理をしたか。第四番目に、この事故の責任というものをどう考えておるか、この四点についてまずお伺いいたします。

説明は教育長にお願いします。

○議長（前川辰男君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） お答え申し上げます。

三滝中学校の事故につきましては、五十六年の三月二十三日の三学期の終わりに近づいたところで、いわゆる実験的なものをおくれていたということで、終業式の前々日に行ったという理科の実験でございますが、一年生の「力のつり合い」という実験で、単に頭だけの理解ではいけないということから、ひもを用意して七人ずつの生徒で互いに廊

下で引っ張り合いました。たまたまそのときにロープが細かった。直径約十ミリといえますから、簡単に指に巻きつくという、そういう可能性があったわけでございますが、そのひも十メートルを互いに七人のグループに分かれて引き合うということをやったわけでございます。細引きでございます。

被害者は前から二人目におりまして、負けないようにという、そういった関係からロープを手に巻きつけて、力が少しでも強く出るような配慮をしたと思うわけですが、引き合ったところが、教師が「やめ」という合図をしたわけですが、その指示が不徹底であって、その巻きつけたロープが抜けるときに一番長い中指に巻きついて、たまたまその外れるさきに廊下の縁にあるかけのような金具のところに一緒に巻きついて、第二関節と第一関節の間、中指の長さの約三分の一がもぎ取られていったと、こういう事故でございます。

大変、ロープの太さあるいは七人もの大ぜいにやらせたというあたりが若干指導に配慮が欠けていたという感じがするわけでございますが、そういった原因のために事故が起こったわけでございます。

その負傷に対して、学校は早速いろいろ手配をし、何とかこれを接続できないかといって方々にかけ合ったわけですが、いわゆるねじちぎれたような感じで、鋭利な刃物ではない切り方ですから、とうていそれが接続ができなかったということでございます。

その後、学校を休んだりしましたところが、そういった欠席をしたということで、学校がいわゆる補習的な意味も含めて数度指導にも行っているということから、保護者の方はそういった事故に対しても学校の責任に対して強く追及することとじゃなくて、円満な話し合いをしたということでございますが、事故の責任については、いわゆる指導の仕方について、何といえますか、配慮が足らなかったということはあるわけでございますけれども、直接全く放置したということでもございませんので、何といえますか、行政的な責任については追及はいたしておりません。その後安全会の処置、それからいわゆる学校災害賠償補償保険に加入をいたしておりますので、そういったことの中

身を含めまして、円満に示談を成立したということでございます。

以上ご報告申し上げます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 こうした事故は偶然のことであると言いながら、やはり授業時間中、しかも学校で教師がおりながらそういう事故が起こったということは、非常に問題が大きいと思うんです。賠償金がたとえ三百万であろうとも、賠償金の問題じゃなくて、やはりこれが生徒あるいは父兄に与える影響というものを考えてみると、安心して学校へやれないということです。

しかも、その後の教育委員会のあり方というものが問題あるということは、たとえばいまの中指がどうして飛んでいったかというんです。それで、私はいま説明したことは聞いておるわけなんです。小指ぐらいのロープをここへは恐らく巻けないと思うんですね。だからいま教育長が説明したように、この中へ巻いて、そして何かのはずみにとにかく引っかけたんであると思うんです。

私、その説明を聞いて、係に「どうしておまえたちはその事故があった後学校に行つて実演してもらつて、そうして今後起こらないように確かめないのでか」と、こういう私は指摘しておきました。教育委員会でも、そういう事故はございましたと言っておりながら、いまの問題について教育長の説明は正確であるかわかりません。実際に係をやつて、そして再現してこうでございましたということをやらなければ、またこういうことが起こります。

その例として申し上げますのは、五十七年の一月の十四日に八郷西小学校で、ご承知のように、二階から落ちました。これは高木議員が質問いたしております。ところが、どう考えてみてもあの窓から落ちていく気遣いがないと、寸法から考えてみても思うんですね。

だから、私はあえて尋ねてみました。この問題について教育委員会は再現の形で検討してみたかと。しかも、この問題に非常に関連する問題は、力学的な問題があらうと思うんです。どういう形でどういう力が加つたためにその枠を飛び抜けたか。あるいはもっと言えば、そういうことを検討しておいて枠というもののは決めるべきだと。その辺が粗漏であったかもわかりませんが、起こった後でもそういう力学的な問題があるから、やはり学者なんかを入れて、どういう原因でどうなつたかということを検討するべきだと思うんです。

たとえば、犬走りにいたしましたとしても、私の会派で指摘いたしましたように、お医者さんが「あの犬走りでもしコンクリートでなかったら、後は大変なことにならなくて済んだ」という言葉があると思うんですけども、そういう言葉を聞いておりながら、一体犬走りへ落ちたときにどういう衝撃があるかという実験を委員会ではしてみたか。やらない。三月の議会で、あの犬走りを私の会派は全部取つてしまえと、それから窓枠も全部調べて、二度とこういうことがあつてはならぬという発言しておるはずなんです。いまだに八郷西小学校の犬走りはそのままなんです。

じゃ、もう一遍ここで教育長に尋ねますけども、その犬走りを全部関係の学校から破壊する、あるいはまだほかにも窓枠が私の調べたとこ相当危険なところがある。そういうものを全部修理するためにどれだけの費用を今年度予算予定しておつたかという問題と、もう一つ、この問題は三月の二十三日、私たちの委員会は三月の二十七日に開かれております。恐らく、二十三日に起こつた事故ですから、二十七日には委員会を開いておりますから報告が受けられると思つてあります。どうしてそういうことを委員会に報告をしなかったか。私らもいま市長からこういう報告があつて、初めてこれは大変なことだということがわかつたわけなんです、こういう大変な事故をどうしてそのときに報告しなかったかということもあわせてご報告いただきたいと思つています。

○議長（前川辰男君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） いろいろ事故についてお伺いいたしましたんですが、まず第一番目の犬走りの問題については、現在学校現場の校長並びに関係職員の代表、それから教育委員会も入って、そういった事故防止に関する委員会を設けてまして、どうしたら一番いいかということのを早いうちに結論を出す、そういった準備を進めておるのでございます。

窓枠についても、実は一方に全部開放できないように、途中で真ん中できちっととまるようなビスをつけたらどうかとか、あるいはそのために予算がどれだけ要するかということも実は計算をいたしまして、いろいろ検討をいたしました結果、すぐに実行ということじゃなくて、もう一度検討し直すということで、窓枠のいわゆる安全性については検討を進めておりますが、いずれもその委員会の中でもう一度基本的な面から検討をし直すように準備を進めているわけでございます。

それから、先ほどの三月二十三日に事故が起こったということでございますが、五十六年の三月二十三日の十三時ごろ、その夕方実は私どもが直接校長から聞きました。その時点でちょっと記憶がないわけでございますが、恐らく議会の最終日か、その前日、五十六年の三月二十三日でございますのでその機会がなかったんではないかと、当時のことを思い出してそういうふう思うわけでございます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 余り私がここでしゃべると、教育長をいじめるような形が出てまいりますので、ほどほどにいたしておきますけれども、この問題、先ほども五十六年の三月で、私は五十七年の三月とっておったんですが、しかしいずれにいたしましたも一年以上もほおり出しておいて、こういった大変な事故をどうして委員会で報告ぐらいしなかったかという教育委員会のきわめて無責任さを思うわけなんです。

教育委員会というのはやはり、こんなことを教育長の前で申し上げるのもおかしいけども、そういう事故がないように条件をつくっていくのが仕事であって、指導そのものは校長なり先生がやることなんです。そういう条件、子供が勉強しやすい条件あるいはその危険のない条件、それを整備するのが仕事なんです。それにこういう事故があって、報告する機会がありながら報告しなかったという、そういうことについても教育長、一遍委員会自体が反省しなさいませんよ。

それと、もう一遍繰り返し申しますけども、先ほど申しましたように、三百万円という金で済むというふうなものじゃないんです。金は問題じゃないと言いました。それじゃなくて、そういう一番父兄の信頼している学校で、しかも教師がおる中でこういう事故が起こるといふこと自体が問題なんで、十分これはひとつ検討して、もっとしっかりした教育を進められるようにやっていただきたいと要望いたしておきます。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 報告第七号市税条例の一部改正に関する専決処分の中で、固定資産税、都市計画税関係の問題についてお尋ねをしたいと思います。

二つほどありますが、一つは土地の評価替えに伴う固定資産税、都市計画税の増税に関しての負担調整措置にかかわるものがございますが、その前提となる土地の評価替えに関してお尋ねをするものです。

二つ目は市街化区域、C農地への課税に関するものでございます。

土地の評価替えに伴う問題につきまして、今回の評価替えによって全体としてどれだけのアップ率になるのか。住宅地、商業地、工業用地、村落における住宅地、こうした宅地、さらに農地、山林等について具体的にお答えをいただきたいと思えます。

今回の評価替えに関しましては、すでに縦覧あるいは異議申し立ての期間も過ぎておるわけですが、縦覧によってみずからの評価額を知った人たちの中で、特に住宅団地桜台あるいはあさけが丘等々の住宅団地の評価替えによるアップ率が非常に高いという批判があるわけですが、一体団地別にどのようなアップ率になっているか、具体的に明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、土地評価替えに伴う固定資産税、都市計画税、それぞれ税目別に増収見込みは一体どうなるのか。もちろん今年度の市税条例改正専決処分によりまして、負担調整措置が行われるわけですが、五十七年度、五十八年度、五十九年度、その増収見込みというものについて明らかにしていただきたいと思ひます。

二番目のC農地への課税に関してでございますが、C農地全体面積と、その中で三・三平米当たり三万円未満のC農地の面積、さらには十年以上営農継続ということで宅地並み課税分が徴収猶余となる面積の見込みですね。それから宅地並み課税対象となるC農地の面積、課税見込額、課税額の見込みといひますか、増収額の見込みといひますか、その点をまず明らかにしていただきたいと思ひます。

○議長（前川辰男君） 財政部長。

〔財政部長（阿南輝彦君）登壇〕

○財政部長（阿南輝彦君） いま報告案件でご審議をいただいております中の、特に固定資産税あるいは都市計画税に関連をする評価替えの問題について、具体的なご質問をいただいたのでございますが、三年ごとに行われますこの評価替え、昨年来その準備をしまいにしまして、本年一月一日をもってその作業をまとめ、先般縦覧が終わったわけでございます。例年この縦覧には大変熱心に市民の方々が来られるわけでございますが、いまお話にもあつたと思ひますけれども、この三年間の地価の高騰あるいは家屋についても建築費の高騰等がありまして、かなり大きな市民の関心と呼ばれまして、縦覧に際しましていろいろ質問あるいは異議等ももらひまして、担当の職員が個々にい

ろいろご説明を申し上げて、ご納得をいただく、ご理解をいただくというようなことが行われたわけでございますが、どうしても納得いかない方々について、手続によりまして審査の申し出を受けまして、先般審査委員会を開いて今後の処理手続をいま進めているところでございます。その中にも、いまお話の中にあつた団地関係のアップの問題を申し立てをしていらつしやる方もあるわけでございますが、いまご質問の中にあつた、このたびの評価替えによって全体の傾向といたしましては、全国あるいは三重県あるいは四日市の関係等がいろいろあるわけでございますが、四日市の分につきましては山林、一般農地等についてはそれほど大きなアップはなかつたように私は理解をいたしておりますが、宅地関係といひますか、その中でも商業地関係が大体一・一七倍、一七％ぐらいの平均アップにしております。住宅関係では大体一・二七倍、二七％ぐらい。それから工業地区といひますか、工場関係につきましては一・三三倍とかなりアップが出てきております。それから、農地ではこの村落―村落という言葉はちょっとどうかと思ひますけれども、そういった地区については一・三三倍というふうな状況になってきておりまして、全体的には一・二八倍、約二八％のアップということになってきておると思ひます。

もっとも住宅の中でも中心部に近いところでございますが、特殊な事情、たとえば大きな道路が開通をした、完成をしたというところにつきましてはかなり高いアップをした部分もございまして、平均的には住宅については一・二七倍というふうな状況になってきております。その中でも、いま質問の中にあつた団地関係につきましては、それぞれの団地が整備をされてくる、あるいは住宅の建築あるいは入居等の状況が進んでまいりまして、それに伴う公共施設、あるいはショッピングの施設の整備、あるいは交通機関の整備等が出てまいりまして、それらに伴ひまして、こういった評価のやはり大きなものになってまいります地価といひますか、売買実例、そういったものが相当上がつてきている結果が出てきているわけでございますが、全般的に個々の団地ごとのデータを持っておりませんけれども、団地関係についてはいまの平均の中でも少し上に出ている傾向にあるかと思つております。

この評価替えに伴います固定資産税の増加の見込みについてのご質問でございますが、当初予算を編成する場合に、そういったことを前提にして五十七年度の税収見込みが立てられているわけでございますが、すでにこの固定資産の中でも償却資産その他も資産税全体の中に入っておりますが、そのうちの土地分あるいは家屋分等につきましては、予算書に出ております。ちょっといまこの評価替えに伴っての増分がこのうちのどれになるかということについては、ちょっと私いま試算した資料を手元に持っておりますので、この点についてはひとつご了解をいただきたいと思っております。

それから、C農地に関係して、ちょっと細かい数字を説明せよという指摘でございますが、私、手元にそういった数字をいま持っておりませんので、またの機会にお願いしたいと思います。C農地がこのたび税の強化というような形になりますか、そういったことになってまいりましたことについては、いろんな議論がありますし、いろんな経過があるわけでございますけれども、こういった市街化区域内における宅地の地価が上がってくるのに伴いまして、かなり格差が相当出てきている。そういった不均衡の問題が出てきているわけでございますし、一方、現在の大きな不況対策といたしまして、中央でも議論がされております住宅建設の促進あるいはそのための宅地の供給というようなことから、このたびC農地課税についての改正がなされたわけでございますけれども、ただし、その中でも営農意欲の問題あるいは継続性の問題等についてはいろんな配慮がなされることによって、その営農継続者についての緩和措置といえますか、そういったことがこのたびの改正の中にも、お手元の条例改正の中にもそういったことが盛り込まれているわけでございます。細かいデータのご要求に対しては、まことに申しわけありませんが、手元ありませんのでまたの機会にお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 土地の評価替えの問題ですが、宅地の平均アップ率は一・二八倍ほどのアップになるといって説明のようでございます。しかし、先ほど申し上げましたが、住宅団地のアップ率が軒並み高い。桜台を初めあさけが丘あかつき台、その他幾つかある団地のアップ率が軒並み高い。この点についてすでに異議申し立ても出されているわけですが、細かいデータがない、手元に用意してないということでございますけれども、どうしても、どうしてもこの住宅団地が特に高くなるのか、やはり十分市民が理解できるような説明をこの場でも行うべきではないかというふうに思うわけでございます。

桜団地の場合にこういうピラ等で分譲地の売却について広告等出しているわけですが、幾つかの区画について総体として、五十四年に分譲に出されたそのときの分譲価格、それから五十六年に出されたものと比較いたしましたとしても二〇％しか上がっていないんですね。それが桜台団地全体の住宅地等の評価替えが四〇％もアップされるというふうになっているんじゃないか。異議申し立てをしておる人のところでも三七・六三％も上がっている。こういうことで、今後住宅団地の宅地の評価替えのあり方、是非の問題でいろいろと議論が市民の間からも出てくるんだろうと思っております。

一体、手元に詳しい資料がないとおっしゃいますけれども、改めてまとまった住宅団地、造成されたところの団地の評価替え、そのアップ率の具体的な数字、最高、最低も出してもらいながら、なぜそのようにアップするのか。この辺のところを明らかにしていただきたいと思うんです。これはできませんか。

○議長（前川辰男君） 財政部長。

〔財政部長（阿南輝彦君）登壇〕

○財政部長（阿南輝彦君） 特に団地の問題について再度のご質問でございますが、団地についてなぜこんなに高くなったのか、なったのかということにつきましては、先ほど申し上げましたような条件によって団地関係が、団地に

きましてもそれぞれの個々の団地によって比重が違ってくるわけですが、特に意識して団地関係だけを上げるとかいうようなことを意図してやったものではなくないわけでございます。これは小井議員ご自身もかつてこういった固定資産税についての業務を経験しておられるので、私よりもその手続その他については十分熟知をしておられることと思えますけれども、この評価を出す際には社会的な要因、あるいは経済的な要因、あるいは行政的な要因、さらには個別的な要因等が総合されてそういったものに反映が出てくるんだと。特に、何かの一つだけをとらえて評価額が出てくる、それからの課税標準が出てくるということではなくて、国あるいは県、市の場合にも特に他の市には見られないような固定資産についての審議会というものを設け、そしてさらに各地区の方から五名ないし七名、全市で百何名の方々に広く意見をいただいて、それらを基礎にして、さらには鑑定評価あるいは国土庁の地価公示価格そういったものを総合して出てくるわけでございます。特に団地だけを意識してということではない。

先ほどの答弁で申し上げましたような諸要因がそれぞれ重なってこういうふうな結果が出てきた公正なものであるというふうに私どもは考えております。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 いろんな諸要因を考慮して公正に決めたとおっしゃいますけれども、市民の方は公正であるののかないのか判断する材料がないんですね。それじゃ、それぞれの団地について路線価―道路ごとにつけた評価の基準額、これを一遍市民の前に開示してください。個々のお家の土地は幾らですということじゃなくて、団地内に幾つか道路が走っている。その道路に路線価をつけるわけですね。その路線価でそれぞれ個々の土地条件を加味して評価するわけですけれども、その前提となる路線価を一遍市民の前に開示してください。それを見せてもらったら、なるほどうまくついておると判断できるかもわからぬ。しかし、それを見せないで判断のしようがないじゃないですか。それで、

いま申し上げたように、各団地でも一体どれくらいアップしているのかということも聞いてもお答えができない。

私は実際にこういう桜の団地、住宅供給公社ですか、これが分譲に出しているのを、五十四年と五十六年と広告に出しているのを比較して、総体として見た場合二〇％しかアップしていないと言います。それなのになぜ桜団地が四〇％もアップするのかということなんです。これしか私どもは見る資料がないんです。路線価を一遍明示してください。開示してください。

それは地方税法二十二条云々で秘密事項だ云々ということで、恐らく見せられないと逃げられるでしょう。逃げられるでしょうけれども、市民は公正であるかどうか判断しようがないのですから、私は地方税法二十二条に違反する、守秘義務に反するか、そんなことには関係ないと、勝手な一方的な解釈だと思わすけれども、これをやっぱり見せてすべきだと。

いずれにしても、この団地が特に今度の評価が高いという問題点を指摘し、そしてこの土地評価替えに伴う固定資産税あるいは都市計画税等の増税というものが、今日の不況あるいは所得税、住民税の実質増税、あるいは公共料金のアップ、アップという中で市民の生活が苦しくなっております。こういう中に、また国保料やあるいはまた保育園保育料やらにはね返える固定資産税の増税、あるいは民間の地代、家賃へのはね返りも十分考えられ、新たな物価騰貴を招きかねない、こういう要因となる固定資産税の増税、さらには地価抑制と言いつつ、行政当局がこういう評価をぐんぐん上げていって、地価騰貴に一枚手を借すという形にもなるわけですね。

武蔵野市でしたか、新聞にも大きく報道されました。地価抑制の見地から、評価替えに伴って都市計画税でしたか、なんか、減免を図ることがやられたようでございますけれども、そういう政策的な面の配慮も全くなしに、逆に地価高騰に手を借していくようなこういう形のもの、これを地方税法の改正が国会で年度末ぎりぎりに通ったからということ、市長は専決処分で行われてしまったわけですが、議会で十分議論する場もなくこういう形で処理され

るということは二重の意味で私どもは納得できないわけでございます。

○農地への宅地並み課税の問題につきまして、一定緩和措置はとられたというものの、基本的に問題点が多くあることは従来からも指摘してきたところでございますし、この両点について私どもは反対という立場で臨みたいと思うわけでございますが、特に最初に申し上げた住宅団地の大幅なアップ問題、今後固定資産評価審査会等を通して市民の間で大きな議論が持ち上がってくると思うんですが、きょうの専決処分を通ったらそれでよしとするのでなしに、政策的な問題について配慮も今後市当局において考えられるべきだと思うわけでございます。この点を指摘しながら質問を終わらしていただきたいと思っております。

○議長（前川辰男君） 財政部長。

〔財政部長（阿南輝彦君）登壇〕

○財政部長（阿南輝彦君） 質問は終わられたわけですが、いま再質問の中で言われたことについて一言お答えをしておきます。

各路線価を明らかにせよということにつきましては、納税者といいますが、そういった方々からもそういったお声があることは私どもよく承知をいたしておりますが、これにつきましては県あるいは自治省との見解等も確かめておりますけれども、いまお話の中に出ておりますように、地方税法二十二条でしたか、いわゆる秘密漏洩の問題に抵触するという考え方が明らかになっておりますので、これはやはり公開するわけにはまいらない。

ただ、先ほどの各団地のアップ状況を明らかにしないということについては、たまたま私がここにいまその団地のデータを持っていないから明らかにしないので、あれば私はこの場で申し上げます。以上です。

○議長（前川辰男君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。
これより採決に入ります。

まず、報告第七号専決処分についてを採決いたします。

本件は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前川辰男君） 起立多数であります。よって、本件はこれを承認することに決しました。

次に、ただいま採決いたしました報告を除いた残り三件を一括採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第八 報告第九号 専決処分の報告について、及び

日程第九 報告第十号 専決処分の報告について

○議長（前川辰男君） 日程第八、報告第九号専決処分の報告について、及び日程第九、報告第十号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第九号は、市有自動車による交通事故及び霞緑地において発生いたしました転倒事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条の規定に基づき専決処分したものであります。職員の事故防止につきましては、

さきの三月議会でも申し上げましたように、安全運転の確保についてその徹底を図ってまいりました。しかしながら、今回四件の交通事故をご報告いたさなければならぬことは、まことに遺憾に存じますが、今後事故防止に一層の努力をいたす所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

報告第十号は、工事請負契約の変更に係る専決処分でありまして、羽津北小学校新築工事につきましては、教育相談室の一部を和室に模様替えすることなどに伴う増額、川島小学校増築工事につきましては、家庭室等の天井の高さの変更に伴う減額、中部西小学校増築工事につきましては、機械設備工事等の変更に伴う増額、桜中学校新築工事につきましては、教育相談室の模様替え及び四月開校に伴い安全の確保のための板囲いの設置に伴う増額、また文化会館新築工事のうち給排水衛生設備工事につきましては、消防用高架水槽の設置など消火設備と給水装置の一部仕様変更に伴う増額、空気調和設備工事につきましては、配管の仕様変更に伴う減額、電気設備工事につきましては、煙感知器の増設及び照明器具の一部変更等による増額の変更契約を、それぞれ地方自治法第百八十条の規定に基づき専決処分により行ったものであります。

○議長（前川辰男君） 提出理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） 別段ご質疑もありませんので、本件についてはこれをもって報告を終了いたします。

○議長（前川辰男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、五月十四日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時散会

昭和五十七年五月十四日

四日市市議会臨時会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和五十七年五月十四日(金) 午前十時開議

- 第一 四日市市議会議長の辞職について
- 第二 選挙第一号 四日市市議会議長の選挙について
- 第三 四日市市議会副議長の辞職について
- 第四 選挙第二号 四日市市議会副議長の選挙について
- 第五 発議第四号 四日市市議会常任委員会委員の選任について
- 第六 選挙第三号 四日市市港管理組合議会議員の補欠選挙について
- 第七 選挙第四号 四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の補欠選挙について
- 第八 選挙第五号 三泗伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙について
- 第九 選挙第六号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の補欠選挙について
- 第一〇 発議第五号 四日市市議会特別委員会の設置について……………
- 第一一 議案第六五号 監査委員の選任について……………

議
説明、質疑、
討論、採決

○本日の会議に付した事件

- 一、日程追加 会期の延長について

○出席議員(四十一名)

青 山 峯 男

山 山 山 山 森 森 水 松 前 堀 堀 古 橋 野 生 永 中 谷 田
 中 路 口 口 野 島 川 内 市 本 呂 川 田 村 口 中
 忠 信 安 真 幹 良 辰 弘 新 元 增 平 平 正 信 基
 一 剛 生 孝 吉 朗 郎 一 男 士 衛 一 藏 和 藏 巳 夫 保 介

高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜 川 川 金 大 大 小 伊 伊 小
 木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸 野 村 口 森 谷 島 川 藤 藤 井
 三 光 正 長 寬 博 也 幸 洋 喜 武 四 雅 信 道
 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等 善 二 正 正 雄 郎 敏 一 夫

○欠席議員（二名）

山本	渡辺	宇治田	平野
勝彦	一彦	良市	行信

○出席事務局職員

庶務課長	浜谷	敏彦
議事課長補佐	板崎	大之丞
主事	鈴木	晴美
主事	玉田	耕士
主事	鈴木	木隆

午前十時二分開議

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十名であります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第二号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。暫時、休憩いたします。

午前十時三分休憩

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。暫時、休憩いたします。

午後五時三十一分再開

午後五時三十二分休憩

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。この際、会期の延長についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

午後十時三十一分再開

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、この際、会期の延長についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 会期の延長について

○議長（前川辰男君） 会期の延長についてを議題といたします。

おはかりいたします。今臨時会の会期を、議事の都合により、五月十九日まで五日間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は五月十九日まで五日間延長することに決しました。

○議長（前川辰男君）　おはかりいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君）　ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

次回は、五月十八日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後十時三十二分延会

昭和五十七年五月十八日

四日市市議会臨時会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十七年五月十八日(火)午前十時開議

- 第一 四日市市議会議長の辞職について
- 第二 選挙第一号 四日市市議会議長の選挙について
- 第三 四日市市議会副議長の辞職について
- 第四 選挙第二号 四日市市議会副議長の選挙について
- 第五 発議第四号 四日市市議会常任委員会委員の選任について
- 第六 選挙第三号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について
- 第七 選挙第四号 四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の補欠選挙について
- 第八 選挙第五号 三泗伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙について
- 第九 選挙第六号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の補欠選挙について
- 第一〇 発議第五号 四日市市議会特別委員会の設置について
- 第一一 議案第六五号 監査委員の選任について

議決
説明、
討論、
採決

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

青 山 峯 男

山 山 山 森 森 水 松 前 堀 堀 古 平 橋 野 生 永 中 谷 田
路 口 口 野 島 川 内 市 野 本 呂 川 田 村 口 中
信 安 真 幹 良 辰 弘 新 元 行 增 平 平 正 信 基
寿 兵
剛 生 孝 吉 朗 郎 一 男 士 衛 一 信 藏 和 藏 巳 夫 保 介

高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜 川 川 金 大 大 小 伊 伊 小
多
木 井 野 口 藤 藤 林 川 翻 野 村 口 森 谷 島 川 藤 藤 井
三 光 正 長 寬 博 也 幸 洋 喜 武 四 雅 信 道
敷 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等 善 二 正 正 雄 郎 敏 一 夫

○欠席議員（一名）

山 中 忠 一
山 本 彦
渡 辺 一 彦
宇 治 田 良 市

○出席議事説明者

市 長	加 藤 寛 嗣
助 役	三 輪 喜 代 司
助 役	坂 倉 哲 男
収 入 役	平 井 清 三
市長公室長	片 岡 一 三
総務部長	藪 田 裕

○出席事務局職員

庶務課長	浜 谷 敏 彦
議事課長補佐	板 崎 大 之 丞
主 事	鈴 木 晴 美
主 事	玉 田 耕 士

主 事 鈴 木 隆

午前十時二分開議

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十二名であります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第三号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。
 暫時、休憩いたします。

午前十時三分休憩

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時四分再開

日程第一 四日市市議会議長の辞職について

○議長（前川辰男君） 日程第一、四日市市議会議長の辞職についてを議題といたします。

本件は、私の一身に関する事件でありますので、地方自治法第百十七条の規定により退席いたします。

〔議長（前川辰男君）退席、副議長（橋本増蔵君）着席〕

○副議長（橋本増蔵君） 地方自治法第百六条の規定により、議長の職務を行います。

議長前川辰男君から、議長の辞職願が提出されております。
 辞職願を朗読いたします。

〔議事課長補佐（板崎大之丞君）朗読〕

辞職願

今般都合により四日市市議会議長を辞職いたしたく、お願いいたします。

昭和五十七年五月十八日

四日市市議会議長 前川辰男

四日市市議会副議長 殿

○副議長（橋本増蔵君） おはかりいたします。前川辰男君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋本増蔵君） ご異議なしと認めます。よって、前川辰男君の議長の辞職を許可することに決しました。

この際、前川辰男君から、議長退任のごあいさつがあります。ごあいさつをお願いします。

〔前川辰男君議場中央へ進む〕

○前川辰男君 思い起こしますと、一年前に二十一票でもって議長に当選させていただきました。しかし、その後四日市市政を愛する皆さん方の本当に献身的なご協力とご理解をいただきました。一年間議長を務めることができました。これもひとえに皆さん方の深いご理解とご協力、四日市をよくしようという熱情だと、深く感謝をしている次第でございます。

これからは皆さんとともに、この一年間に得ました貴重な経験をもとにして、より一層議員としての務めを全うしたいと存じます。どうもありがとうございます。

（拍手）

日程第二 選挙第一号 四日市市議会議長の選挙について

○副議長（橋本増蔵君） 日程第二、選挙第一号四日市市議会議長の選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（橋本増蔵君） ただいまの出席議員数は、四十二名であります。投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（橋本増蔵君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋本増蔵君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（橋本増蔵君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を一名記入願います。それでは、順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（橋本増蔵君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋本増蔵君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（橋本増蔵君） 開票を行います。
会議規則第二十九条第二項の規定により、立会人に川村幸善君及び永田正巳君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開票〕

○副議長（橋本増蔵君） 選挙の結果を報告いたします。
投票総数四十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 四十二票

有効投票中

青山峯男君 二十八票

後藤寛次君 十四票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は十一票であります。よって、青山峯男君が四日市市議会議長に当選されました。

青山峯男君、ごあいさつをお願いいたします。

〔議長（青山峯男君） 議場中央に進む〕（拍手）

○議長（青山峯男君） ただいま役員選挙の結果、議長に選任されましたことありがとうございます。

この一年間、議員の皆様のご協力、ご支援によりまして、議会運営並びに市政のために尽くしたい所存であります。

どうかよろしく願います。

簡単でありますけれども、ごあいさつとします。どうもありがとうございました。

（拍手）

○副議長（橋本増蔵君） 以上で私の職務は終わりましたので、議長と交代をいたします。

〔副議長（橋本増蔵君） 退席、議長（青山峯男君） 着席〕

日程第三 四日市市議会副議長の辞職について

○議長（青山峯男君） 日程第三、四日市市議会副議長の辞職についてを議題といたします。

本件は、橋本増蔵君の一人身上に関する事件でありますので、地方自治法第一百七十条の規定により、同君の退席を求めます。

〔副議長（橋本増蔵君） 退席〕

○議長（青山峯男君） 副議長橋本増蔵君から、副議長の辞職願が提出されております。

辞職願を朗読いたします。

〔議事課長補佐（板崎大之丞君）朗読〕

辞職願

今般都合により四日市市議会副議長を辞職いたしたくお願いいたします。

昭和五十七年五月十八日

四日市市議会副議長 橋本増蔵

四日市市議会議長 殿

○議長(青山峯男君) おはかりいたします。橋本増蔵君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青山峯男君) ご異議なしと認めます。よって、橋本増蔵君の副議長の辞職を許可することに決しました。
この際、橋本増蔵君から、副議長退任のごあいさつがあります。

〔橋本増蔵君議場中央に進む〕

○橋本増蔵君 一言お礼を申し上げます。

過去一年間、副議長としての職責が全うできましたことは、これひとえに皆様方の心温まるご支援のたまものと深く感謝をいたしております。本当にありがとうございます。

今後は、四日市市議会議員の一員といたしまして、四日市市議会の発展のために尽くしたいと思っております。相変わりなく皆様のご支援のほどをお願いを申し上げます、簡単ではございますが、御礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

日程第四 選挙第二号 四日市市議会副議長選挙について

○議長(青山峯男君) 日程第四、選挙第二号四日市市議会副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長(青山峯男君) ただいまの出席議員数は、四十二名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長(青山峯男君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青山峯男君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長(青山峯男君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を一名記入願います。

それでは、順次投票願います。

〔投票〕

○議長(青山峯男君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（青山峯男君） 開票を行います。

会議規則第二十九条第二項の規定により、立会人に伊藤雅敏君及び谷口保君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開票〕

○議長（青山峯男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 四十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 四十二票

有効投票中

小林博次君 二十八票

松島良一君 十四票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、十一票であります。よって、小林博次君が四日市市議会副議長に当選されました。

小林博次君、ごあいさつ願います。

〔副議長（小林博次君）議場中央に進む〕

○副議長（小林博次君） 大変お騒がせいたしました。先ほどはまた皆さんの温かいご支援で副議長に選んでいただきました、ありがとうございます。浅学非才の身ではございますけれども、四日市市政発展のために、皆様方のお力添えをいただきまして、この一年間議長とともに、市政の中心的な役割を果たしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

本当にありがとうございます。

（拍手）

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午後一時三十四分休憩

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

午後五時四十二分再開

日程第五 発議第四号 四日市市議会常任委員会委員の選任について

○議長（青山峯男君） 日程第五、発議第四号四日市市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。委員会条例第六条の規定により、

青山 峯男	大谷 喜正君	粉川 茂君	田中 基介君
中村 信夫君	野呂 平和君	古市 元一君	前川 辰男君
山口 孝君	山口 信生君	渡辺 一彦君	

以上の十一名を総務委員会委員に、

伊藤 信一君	宇治田良市君	大島 武雄君	金森 正君
川村 幸善君	訓覇 也男君	坂口 正次君	佐野 光信君
堀内 弘士君	山路 剛君	山中 忠一君	

以上の十一名を教育民生委員会委員に、

伊藤 雅敏君	小川 四郎君	小林 博次君	後藤 寛次君
高井 三夫君	高木 勲君	生川 平蔵君	橋本 増蔵君
松島 良一君	山本 勝君		

以上の十名を産業公営企業委員会委員に、

小井 道夫君	川口 洋二君	喜多野 等君	後藤 長六君
谷口 保君	永田 正巳君	平野 行信君	堀 新兵衛君
水野 幹郎君	森 真寿朗君	森 安吉君	

以上の十一名を建設委員会委員に、それぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任

委員会委員に選任することに決しました。

この際、正副委員長互選のため、各常任委員会を開会いたします。
総務委員会は第一委員会室、教育民生委員会は第二委員会室、産業公営企業委員会は第三委員会室、建設委員会は第四委員会室でお願いいたします。
暫時、休憩いたします。

午後五時四十五分休憩

午後七時一分再開

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。
総務委員会 委員長 田中 基介君 副委員長 山口 孝君
教育民生委員会 委員長 坂口 正次君 副委員長 堀内 弘士君
産業公営企業委員会 委員長 後藤 寛次君 副委員長 伊藤 雅敏君
建設委員会 委員長 小井 道夫君 副委員長 森 真寿朗君
以上のとおりであります。

日程第六 選挙第三号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について

○議長（青山峯男君） 日程第六、選挙第三号、四日市港管理組合議会議員四名の補欠選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしました

と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、さよう取り計らうことに決しました。

四日市港管理組合議会議員に、

高木 勲君 中村 信夫君 古市 元一君 山口 信生君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました諸君を、四日市港管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました四名の諸君が、四日市港管理組合議会議員に当選されました。

日程第七 選挙第四号 四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の補欠選挙について

○議長（青山峯男君） 日程第七、選挙第四号四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員七名の補欠選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、さよう取り計らうことに決しました。

四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に、

大谷 喜正君 粉川 茂君 中村 信夫君 野呂 平和君
古市 元一君 山口 信生君 渡辺 一彦君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました諸君を、四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました七名の諸君が、四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に当選されました。

日程第八 選挙第五号 三泗伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙について

○議長（青山峯男君） 日程第八、選挙第五号三泗伝染病隔離病舎組合議会議員五名の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしましたと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、さよう取り計らうことに決しました。

三泗伝染病隔離病舎組合議会議員に、

青山 峯男 野呂 平和君 古市 元一君 山口 孝君
渡辺 一彦君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました諸君を、三四伝染病隔離病舎組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました五名の諸君が、三四伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

日程第九 選挙第六号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の補欠選挙について

○議長（青山峯男君） 日程第九、選挙第六号北勢公設地方卸売市場組合議会議員五名の補欠選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、さよう取り計らうことに決しました。

北勢公設地方卸売市場組合議会議員に、

伊藤 雅敏君 後藤 寛次君 高井 三夫君 生川 平蔵君

山本 勝君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました諸君を、北勢公設地方卸売市場組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました五名の諸君が、北勢公設地方卸売市場組合議会議員に当選されました。

日程第一〇 発議第五号 四日市市議会特別委員会の設置について

○議長（青山峯男君） 日程第十、発議第五号四日市市議会特別委員会の設置についてを議題といたします。

おはかりいたします。本市議会に、

行財政対策に関する調査研究のため、十名の委員をもって構成する行財政対策特別委員会

環境保全対策に関する調査研究のため、十名の委員をもって構成する環境保全対策特別委員会

産業振興対策に関する調査研究のため、十一名の委員をもって構成する産業振興対策特別委員会

都市再開発に関する調査研究のため、十一名の委員をもって構成する都市再開発特別委員会

以上の特別委員会を設置することとし、これらの特別委員会においては、議会の閉会中もなお付託事件について調査研究ができるものとし、かつ本調査研究が終了するまで各委員会は存続することにいたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

おはかりいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第六条の規定により、

金森 正君 佐野 光信君 粉川 茂君 生川 平蔵君

野呂 平和君 古市 元一君 堀内 弘士君 前川 辰男君
山口 信生君 山中 忠一君

以上の十名を行財政対策特別委員会委員に、
青山 峯男 小井 道夫君 伊藤 雅敏君 大島 武雄君
喜多野 等君 後藤 寛次君 高木 勲君 橋本 増蔵君
平野 行信君 渡辺 一彦君

以上の十名を環境保全対策特別委員会委員に、

伊藤 信一君 小川 四郎君 川口 洋二君 訓覇 也男君
高井 三夫君 田中 基介君 中村 信夫君 永田 正巳君
堀 新兵衛君 森 真寿朗君 森 安吉君

以上の十一名を産業振興対策特別委員会委員に、

大谷 喜正君 川村 幸善君 小林 博次君 後藤 長六君
坂口 正次君 谷口 保君 松島 良一君 水野 幹郎君
山口 孝君 山路 剛君 山本 勝君

以上の十一名を都市再開発特別委員会委員に、それぞれ指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、正副委員長互選のため、各特別委員会を開会いたします。

行財政対策特別委員会は第一委員会室、環境保全対策特別委員会は第二委員会室、産業振興対策特別委員会は第三委員会室、都市再開発特別委員会は第四委員会室でお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

午後七時十二分休憩

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各特別委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

行財政対策特別委員会 委員長 野呂 平和君 副委員長 佐野 光信君
環境保全対策特別委員会 委員長 渡辺 一彦君 副委員長 平野 行信君
産業振興対策特別委員会 委員長 永田 正巳君 副委員長 森 安吉君
都市再開発特別委員会 委員長 川村 幸善君 副委員長 谷口 保君

以上のとおりであります。

もう一度改めて報告させていただきます。

行財政対策特別委員会 委員長 野呂 平和君 副委員長 佐野 光信君
環境保全対策特別委員会 委員長 渡辺 一彦君 副委員長 平野 行信君
産業振興対策特別委員会 委員長 永田 正巳君 副委員長 森 安吉君
都市再開発特別委員会 委員長 川村 幸善君 副委員長 谷口 保君

以上のとおりであります。

日程第十一 議案第六五号 監査委員の選任について

○議長（青山峯男君） 日程第十一、議案第六十五号監査委員の選任についてを議題といたします。

本件は、粉川茂君及び松島良一君の一人身上に関する事件であります。地方自治法第百七条の規定により、両君の退席を求めます。

〔粉川 茂君、松島良一君退席〕

○議長（青山峯男君） 提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第六十五号は、議会の議員のうちから選任する監査委員として、粉川茂氏及び松島良一氏を選任したいと存じ、ご同意をお願いするものであります。

○議長（青山峯男君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

〔粉川 茂君、松島良一君着席〕

○議長（青山峯男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（青山峯男君） おはかりいたします。今期臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしましたので、本日の会議を閉じ、昭和五十七年五月四日市市議会臨時会を閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議を閉じ、昭和五十七年五月四日市市議会臨時会を閉会することに決しました。

これもちまして、本日の会議を閉じ、昭和五十七年五月四日市市議会臨時会を閉会いたします。
連日ご苦労さまでございました。

午後七時三十二分閉会

右、地方自治法第百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 前川辰男

四日市市議会議長 青山峯男

四日市市議会副議長 橋本増蔵

署名議員 佐野光信

署名議員 山路剛